

2009年(平成21年)7月28日

法務大臣 森 英 介 殿

日本弁護士連合会
会 長 宮 崎 誠

死刑執行の停止について(要請)

第1 要請の趣旨

当連合会は、死刑確定事件について、誤った死刑執行を防止するため、以下のとおり要請する。

- 1 少なくとも以下の4点について緊急に制度の見直しを行うこと。
 - (1) 科学的に信頼性の高い方法での再鑑定を受ける権利を確立すること
 - (2) 死刑確定者と弁護士等との秘密交通を確保すること
 - (3) 再審請求における国選弁護制度を創設すること
 - (4) 再審請求による死刑執行停止効を確立すること
- 2 上記を含む死刑制度の問題点につき抜本の見直しが図られるまでの一定の期間、死刑確定者に対し、死刑の執行を行わないこと。

第2 要請の理由

- 1 我が国では、4つの死刑確定事件(免田・財田川・松山・島田各事件)について再審無罪判決が確定した。また、本年6月23日にはいわゆる足利事件で無期懲役刑が確定した受刑者に対する再審開始が決定された。昨年死刑が執行された飯塚事件においても、足利事件と同様に精度の低いDNA鑑定に基づいて有罪が認定された結果、死刑判決が言い渡されており、近時注目を集めているところである。

このように死刑事件にも誤判があることが明らかとなっていながら、過誤を生じるに至った制度上、運用上の問題点については抜本的な改善が図られておらず、誤った死刑執行の危険性は依然存在する。

こうした中、本年5月21日には裁判員制度が施行され、事案によっては一般市民が裁判員制度を通じて死刑判決の言い渡しに関わる可能性も生じており、死刑制度に関する関心もかつてないほど高まっている。

しかるに、本日、大阪拘置所において2名、東京拘置所において1名、合計3名の死刑確定者に対し死刑が執行された。当連合会は、以下に述べる状況の中での死刑執行は強い非難を免れないものと考え、厳に抗議するものである。

- 2 国際社会においては、死刑制度が全面的に廃止された欧州地域をはじめとして、死刑廃止国が139か国に対して死刑存置国は58か国(2009年6月現在)と、死刑廃止が国際的な潮流となっていることは明らかである。

他方、我が国の死刑確定者は、国際人権（自由権）規約や国連決議に違反した違法状態におかれ、特に過酷な面会・通信の制限は、死刑確定者の再審請求、恩赦出願をはじめとする権利行使の大きな妨げとなってきた。これらの問題点は、国連拷問禁止委員会勧告（2007年5月）や国際人権（自由権）規約委員会による第5回日本政府報告書審査総括所見（2008年10月）においても、たびたび指摘され、改善を強く求められているところである。

- 3 このような国際社会と国内状況との乖離を踏まえ、我が国においても、死刑制度の存廃を含め、早急に広範な議論を行う必要がある。こうした見地から、当連合会は、死刑制度の存廃につき国民的議論を尽くし、また死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の時限立法（死刑執行停止法）の制定を提唱しているものである。

しかし、当連合会の度重なる要請にもかかわらず、死刑の執行は繰り返されてきた。近年、死刑判決数、確定数、執行数はともに著しく増加しており、昨年は15名もの確定者に対し死刑が執行されるという異常な事態が生じた。死刑制度をめぐる様々な問題点を十分に検討しないまま、死刑執行が急がれているとの批判は免れない。

- 4 当連合会はこれまで、虚偽自白の強要とえん罪を防ぐため、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）、代用監獄の廃止をはじめとする刑事司法制度の改革を求めてきたものであるが、とりわけ死刑制度については、誤った死刑執行による損害が回復不可能であることから、問題は極めて深刻であり、その解決へ向けて一刻の猶予も許されない状況にある。

- 5 このような観点から、当連合会は、まず、現状の死刑制度について、少なくとも以下の4点については、緊急に制度の見直しを図ることを要請する。

(1) 刑事事件においては、科学的に精度の高い再鑑定を受ける機会の保障が必要であるところ、とりわけ死刑事件においては、科学的に信頼性の高い方法による再鑑定の機会を権利として確立すること

足利事件の再審開始決定は、過去に行われたDNA鑑定について、科学的に精度の高い再鑑定を行うことによって、その結論が覆ることがあることを示している。とりわけ、死刑事件については、誤った死刑執行による損害が回復不可能であることから、このような再鑑定を行うべき必要性が高い。しかしながら、過去の鑑定の際に鑑定資料が全て費消されてしまえば、再鑑定自体が不可能となってしまう。そこで、科学的に精度の高い再鑑定を受けることを権利として確立することが必要である。アメリカでは、無実を訴える死刑確定者や受刑者に対し、法律上、DNA鑑定を受ける権利が認められており（「イノセンス・プロテクション・アクト」）、この制度のもとで多数の再審無罪判決が言い渡されている。

(2) 死刑確定者と弁護士等との秘密交通を確保すること

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」施行後も、死刑確定者と弁護士との接見には職員の立会いが原則とされており、秘密交通権が確保されていない。国際人権（自由権）規約の実施状況を審査する規約人権委

員会は、日本の人権状況に関する審査の総括所見（2008年10月）において、死刑確定者と再審に関する弁護士等との間のすべての面会の厳格な秘密性を確保すべきであると勧告している。

(3) 再審請求における国選弁護制度を創設すること

再審請求については、国選弁護制度が存在せず、実質的に弁護権が保障されているとは言い難い現状である。国連拷問禁止委員会は、第1回日本政府報告書審査の総括所見（2007年5月）において死刑判決確定後の国選弁護人へのアクセスの欠如につき懸念を表明している。

(4) 再審請求による死刑執行停止効を確立すること

刑事訴訟法 442 条は、再審請求があったときは検察官は刑の執行を停止できるとしているにとどまり、必要的な刑の執行停止理由とはされていない。上述した両総括所見は、この点についても執行停止効を確保するよう勧告している。

6 そして、上記の 4 点を含む死刑制度の問題点につき、抜本の見直しが図られるまでは、死刑確定者に対し、死刑の執行を行うべきではない。

よって、当連合会は、本日の 3 名に対する死刑執行に抗議するとともに、抜本の見直しが行われるまでの一定期間、死刑確定者（本日の死刑執行後の時点で 103 名）に対し、死刑の執行を行わないことを要請するものである。

以上